## 会 議 録

会議の名称	令和4年度西東京市個人情報保護審議会(第5回)
開催日時	令和4年8月25日 (木) 午前10時から午前10時55分まで
開催場所	西東京市役所田無庁舎3階 庁議室
出席者	(出席委員) 横道会長、河野委員、茶谷委員、濱野委員 (事務局) 総務部長、総務部総務課法規文書担当課長、法規文書係主査、法規文書 係主事 (欠席)大川委員、岡本委員
議 題	議題1 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例の整備について
会議資料	資料1 西東京市個人情報保護審議会答申一覧
記録方法	□全文記録 ■発言者の発言内容ごとの要点記録 □会議内容の要点記録
会議内容	

○会 長 ただいまから、令和4年度第5回西東京市個人情報保護審議会を開催する。 「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例の整備について」を議題とす る。事務局からの説明を求める。

## 【事務局から資料1の説明】

- ○会 長 事務局からの説明に対し、質問等はあるか。
- ○委 員 34 件の答申のうち、20 件が措置不要とあるが、そのうち新個人情報保護法 が直接適用されるものは 11 件と、約半数である。私の中でこの数字は意外で あった。このことについて、事務局の感想を聞きたい。
- ○事務局 新個人情報保護法を根拠に、引き続き運用可能な事務が複数あるため、半数 が措置不要になったと思われる。
- ○委 員 西東京市個人情報保護条例及び西東京市特定個人情報保護条例(以下これらを「条例等」という。)の一部改正に対する答申は、事業継続中でありながらも、検討結果としては条例等の廃止によって措置不要としているが、これはどういうことか。
- ○事務局 現時点で条例等は存在するので事業継続中としているが、令和5年4月1日 以降は条例の廃止によって事業終了となる。
- ○委 員 措置不要の20件のうち、他の法令を根拠とした事務が4件あるが、今までは、関係法令が変わるとその都度審議会に諮問をしていたが、今後はどうなるのか。報告はあるのか。
- ○事務局 審議会において答申をいただいている事務で、かつ、令和5年4月1日以降

も事業継続を予定しているものは、新個人情報保護法上、法令の定める所掌事務であれば引き続き運用可能である。令和5年4月1日以降は、新個人情報保護法に従って慎重に運用していく。

- ○委 員 平成 21 年 8 月 5 日答申の「災害時要援護者登録制度に関する個人情報の収集、目的外利用及び外部提供について(第 1 次答申)」については、事務運用について今後検討が必要とあるが、答申から 10 年以上経過した今、なぜ事務運用の検討が必要なのか。
- ○事務局 現在は答申の内容に基づいて運用している。ただし、当該事務は根拠法令がないため、令和5年4月1日以降も事業を継続するためには検討が必要である。
- ○委 員 法令の根拠がない事務については検討中とあるが、そもそも補助金を交付するためには法令の根拠なしでは実施できないのではないか。
- ○会 長 補助金は、補助金交付要綱を根拠に交付できる。
- ○委 員 平成 21 年 8 月 5 日答申の「災害時要援護者登録制度に関する個人情報の収集、目的外利用及び外部提供について(第 1 次答申)」等、根拠法令のない事務については、早い段階で条例を制定すべきだったのではないか。また、今後は条例を制定することで対応できるのではないか。
- ○事務局 平成21年8月5日答申の「災害時要援護者登録制度に関する個人情報の収集、目的外利用及び外部提供について(第1次答申)」については、法の根拠はないが、東京都の条例に基づいた東京都の事務である。現在、東京都にも確認中ではあるが、条例制定の可否も含めて、担当課とも調整していく。
- ○会 長 防犯カメラの設置を地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」として整理することは、防犯カメラは全国的に定着してきているので、その整理でも問題ないと思う。ただし、「地域における事務」の範囲が広く曖昧なため、個別法に根拠がない事務を全て「地域における事務」に含め、法令に根拠がある事務とするのは問題である。。
- ○委 員 全て「地域における事務」でいけるのか、個人情報保護委員会に解釈基準を 示してもらえないのか。
- ○会 長 個人情報保護委員会が解釈基準を示すのは難しいだろう。
- ○事務局 事案ごとに個人情報保護委員会に確認していく予定である。
- ○会 長 運用していく中で、条例の制定が必要なケースも出てくるだろう。
- ○会 長 新個人情報保護法上オンライン結合が認められているとあるが、オンライン 結合にも何か基準はあるのか。
- ○事務局 基準は示されていない。セキュリティ対策を実施して各自治体の判断で行う。
- ○委員 オンライン結合は、民間との結合も認められているのか。
- ○事務局 認められている。個人情報を取り扱う上で一定程度の措置はしていただく予 定である。
- ○会 長 それでは、追加の質問がないようなので、この議題は継続審議としたいがよ ろしいか。
- ○各委員 異議なし。
- ○会 長 続いて「議題2 その他」を議題とする。事務局からの説明を求める。

## 【事務局から報告】

○会 長 以上で本日の会議は閉会とする。